

<消費者の後見等の開始による解除権付与条項>

問 25 消費者が後見等の開始の審判を受けたことのみを理由として事業者に解除権を付与する条項を無効とするのはなぜですか。

(答)

1. 事業者に対し、消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判（以下「後見開始の審判等」といいます。）を受けたことのみを理由とする解除権を付与する消費者契約の条項は、後見開始の審判等を受けた消費者に不利益を生じさせる点で、不当性が高いものです。
2. 建物賃貸借の契約書において使用された当該条項を消費者契約法第10条により無効とした裁判例^(注)があることや、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）が制定されたことなども踏まえ、当該条項を不当条項として定めることとしました。

(注) 大阪高判平成25年10月17日消費者法ニュース98号283頁。